

誓 約 書

私は、古物営業法第4条第1号から第9号に掲げる

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮又は拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第31条に規定する罪若しくは刑法（明治40年法律第45号）第235条（窃盗罪）、第247条（背任罪）、第254条（遺失物横領の罪）若しくは第256条第2項（盗品等運搬、盗品等保管、盗品等有償譲受け、又は有償の処分あっせん）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けたものであって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- (5) 住居の定まらない者
- (6) 古物営業法第24条第1項の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- (7) 古物営業法第24条第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- (8) 心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- (9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であって、その法定代理人が上記（1）から（8）のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

の、いずれにも該当しないことを誓約します。

岐阜県公安委員会 殿

年 月 日

氏名

誓 約 書

() の役員である私共は、古物営業法第4条第1号から第8号に掲げる

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮又は拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第31条に規定する罪若しくは刑法（明治40年法律第45号）第235条（窃盗罪）、第247条（背任罪）、第254条（遺失物横領の罪）若しくは第256条第2項（盗品等運搬、盗品等保管、盗品等有償譲受け、又は有償の処分あっせん）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けたものであって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- (5) 住居の定まらない者
- (6) 古物営業法第24条第1項の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- (7) 古物営業法第24条第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- (8) 心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

の、いずれにも該当しないことを誓約します。

岐阜県公安委員会 殿

年 月 日

氏名

誓 約 書

私は、古物営業法第13条第2項各号に掲げる

古物営業法第13条第2項

第1号 未成年者

第2号 第4条第1号から第7号のいずれかに該当するもの

第3号 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家
公安委員会規則で定めるもの

古物営業法第4条

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮又は拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第31条に規定する罪若しくは刑法（明治40年法律第45号）第235条（窃盗罪）、第247条（背任罪）、第254条（遺失物横領の罪）若しくは第256条第2項（盗品等運搬、盗品等保管、盗品等有償譲受け、又は有償の処分あっせん）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (3) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けたものであって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- (5) 住居の定まらない者
- (6) 古物営業法第24条第1項の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- (7) 古物営業法第24条第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの

の、いずれにも該当しないことを誓約します。

岐阜県公安委員会 殿

年 月 日

氏名